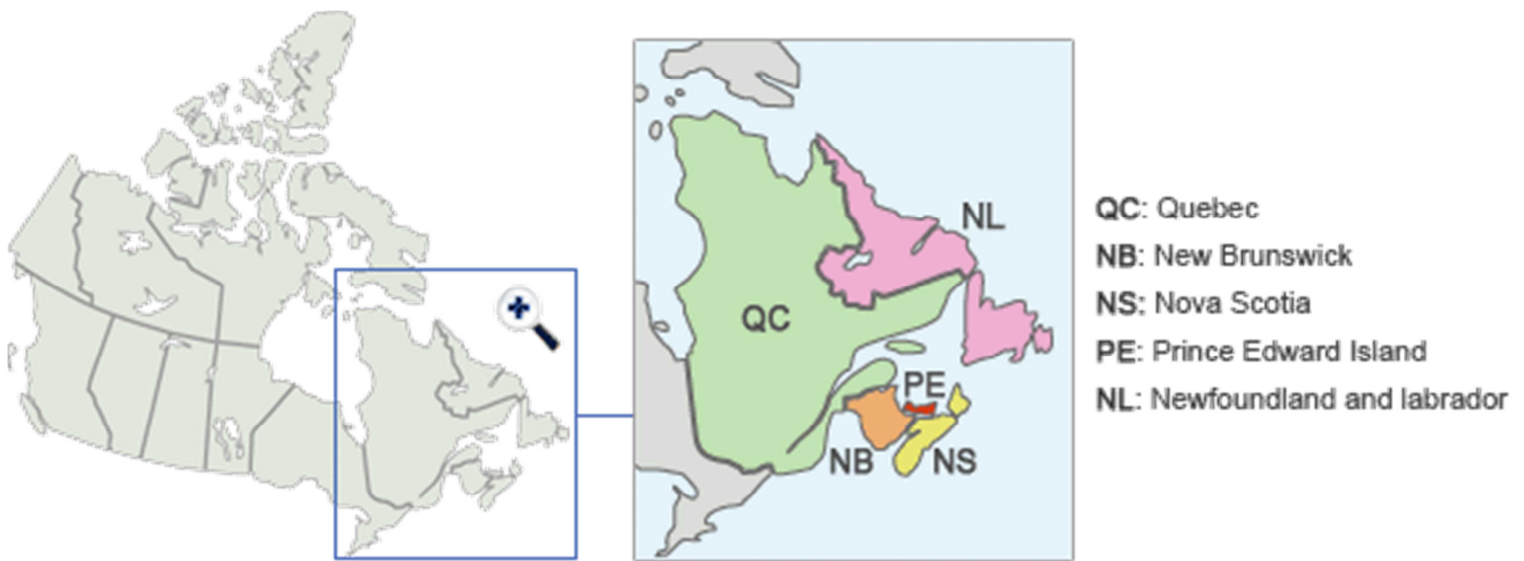


在留邦人向け

安全の手引き

～海外で安全に暮らすには～



平成31年1月

在モントリオール日本国総領事館

目次

はじめに

I まず始めにすべきこと

II 防犯の手引き

III 交通安全の手引き

IV その他当地において注意すべきこと

V 緊急時に向けての準備

おわりに

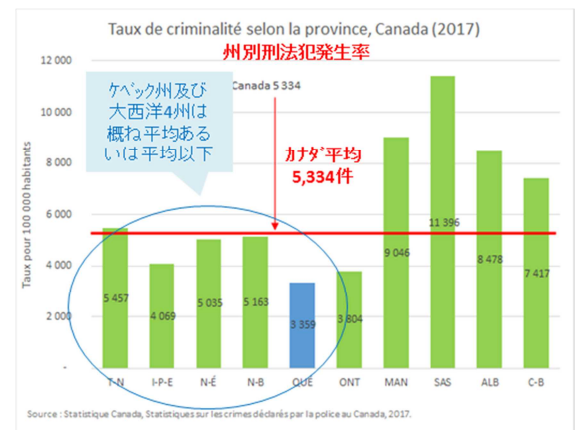
別添：参考資料

はじめに

当館管轄地域である、ケベック（QC）州及びカナダ大西洋4州（ニューファンドランド・ラブラドール（NL）州，プリンスエドワードアイランド（PEI）州，ノバスコシア（NS）州，ニューブランズウィック（NB）州）は、カナダでも比較的治安の良い地域とされています。

【参考】当館管轄州における犯罪発生統計（2017年）

州及び都市	刑法犯発生数*		治安指数**	
	2017年	増減率	2017年	増減率
カナダ全体	5,334	1%	72.9	2%
QC州	3,359	0%	57.1	2%
モントリオール市	3,363	-1%	58.2	0%
ケベック市	3,193	7%	48.5	8%
トロワ・リヴィエール市	3,290	12%	53.1	10%
シェルブルック市	3,347	1%	51.9	3%
サグネー市	3,295	-1%	55.4	-2%
NL州	5,457	-8%	63.0	-9%
セント・ジョンズ市	5,196	-9%	66.8	-15%
PEI州	4,069	-5%	44.9	-7%
NS州	5,035	3%	65.9	6%
ハリファックス地域自治体	4,993	7%	64.4	4%
NB州	5,163	9%	69.0	11%
モントン市	7,241	17%	85.8	15%
セント・ジョン市	4,569	4%	56.5	3%



*刑法犯発生数: 人口10万人あたりの刑法犯発生数。なお、加刑法典には飲酒運転や麻薬・覚醒剤関連犯、銃器関連犯、売春、痴漢等幅日本と比べて幅広く刑罰規定が記載されているため、治安情勢に関し、日本の刑法犯発生(認知)数との単純な比較は困難(東京都の同人口割合における2017年刑法犯発生数は約900)。
**治安指数: 犯罪発生数に発生犯罪の罪の軽重を加味して導き出された指数。2006年のカナダ全体の発生数及び犯罪内容を100として計算。

他方、当地を訪れる邦人旅行者や在留邦人が犯罪に巻き込まれるケース（置き引き，スリ，車の盗難，空き巣等）も毎年少なからず発生しています。また，組織的犯行ではないものの，銃乱射事件やテロ事件も皆無ではありません。

また，当館管轄州はいずれも豪雪地帯であることから，冬期の生活や自動車運転についても，日本と異なる準備が必要となります。

当館では，皆様の生活の安全に役立つことを目的に，最低限必要と思われる情報をまとめ，この「安全の手引き」を作成しました。本手引きを参考に各自で対策を実行し，皆様の当地で生活が安全なものとなるようお気をつけください。

I まず始めにすべきこと

1 「在留届」の提出

在留届の提出は、3か月以上の長期滞在者には法律により義務づけられている制度です（旅券法第16条）。以下のウェブサイト登録手続きをお願いします。

在留届（登録／変更）：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

2 「たびレジ」登録

現在外務省では、在留届提出義務のない3か月未満の短期渡航者（出張者、旅行者等）でも、現地での滞在予定を登録し必要な安全情報を受け取ることのできるサービス「たびレジ」を提供していますので、以下のウェブサイトから登録して下さい。なお、当地で在留届を提出の皆様も、第三国に旅行の際は「たびレジ」に登録し、旅行先の安全情報収集に努めてください。

たびレジ（登録／変更）：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

自分も家族も
安心できる!



【緊急一斉通報メール】

テロ事件や大規模災害等、緊急の危険性のある事態が発生した場合、当館からは「緊急一斉通報メール（領事メール）」という形で、「在留届」及び「たびレジ」登録者の皆様に治安情報の発信を行っています。当該メールを受け取るためには、上記届出の際に**電子メールアドレスの登録が必要**になるため、当地でも確認のできるメールアドレスを登録してください。

3 外務省準備のお役立ちツールによる情報収集

(1) 海外安全アプリ

同アプリにより、以下の情報が入手できます。

- GPS機能を利用したの、現在地及び周辺国・地域の海外安全情報。
- 「MY旅行情報」機能による、プッシュ通信での安全情報の受信。
- 各国・地域の緊急連絡先。

海外安全アプリ：https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

(2) パンフレット「海外旅行のテロ・対策誘拐」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/travel_abroad.pdf

(3) パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/bomb.pdf>

(4) 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

4 その他

NHKワールド・ラジオ日本「海外安全情報」

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/anzen/>

Ⅱ 防犯の手引き

1 犯罪発生状況

(1) 主な邦人被害

当館の把握事項及び管轄警察署からの報告によると、邦人犯罪被害の大部分を占めているのは以下の4つとなります。

- 空き巣
- すり、置き引き
- 車上ねらい
- フィッシング詐欺

参考：モントリオール犯罪発生マップ

<https://ville.montreal.qc.ca/vuesur la securitepublique/>

(2) その他治安情勢

近年、当館管轄州において、移民及びイスラム教徒を批判対象とする極右団体の活動が活発となっています。現在のところ、日本人コミュニティはその攻撃の対象とはなっていませんが、情勢の変化には十分注意してください。また、同団体によるデモでは、反右翼団体との衝突事案も報告されていることから、デモに遭遇した際は、直ちにその場から離れる等適切な行動を心がけてください。

2 防犯対策

(1) 空き巣対策（住居選択時のポイント及び防犯対策）

ア 警察のホームページなどで、地域の治安情勢をチェックしてください。

イ 集合住宅の場合、管理人の常駐している3階以上（1階～2階は独立家屋と同じ警備対策が必要）の高層階が防犯上望ましいといえます（なお、火災等の有事も考慮し、消防救助活動の限界を超えるような超高層階は避けてください）。

ウ 長期不在時には、新聞の配達の停止、タイマー式照明の設置等、不在を悟られない対策が必要となります。特に、冬の降雪時には、可能であれば隣人または友人に建物入り口の雪かきを依頼してください。

(2) すり、置き引き

ア 複数人の共謀する窃盗（甲が話しかける間に、乙が鞆などから貴重品を抜き取るケース）も報告されているため、携行する荷物から注意を逸らさないようにしてください。

イ 強盗にあった場合には、犯人が拳銃又はナイフ等を所持している可能性もあることから、身の安全を最優先に考え、抵抗せず相手の要求に従い、その後犯人の人数、服装、その他特徴を警察に報告してください。

(3) 車上狙い

- ア 管理人が常駐しかつ周囲からも見通しのよい駐車場を選んでください。
- イ 車内に貴重品やバッグ等を放置せず、携行が困難な物品がある場合には鍵のかかるトランクに収納してください。

(4) フィッシング詐欺対策

カナダにおいては、歳入庁や移民局等の政府機関や銀行を騙るSMSやメールにより虚偽のホームページに誘導し、個人情報やだまし取るあるいは送金を行わせる等の、いわゆるフィッシング詐欺の増加が報告されています。安易にメールの指示に従うことなく、身に覚えのない案件については送信元の政府機関や銀行にその真偽を確認して下さい。

3 犯罪被害に遭った場合

(1) 911通報

犯罪被害に遭ったときは、直ちに「911」（日本の110番に相当：カナダ全州共通）に通報し、警察に犯罪被害を報告してください。

なお、「911」は消防、救急も共通の番号となっていることから、「犯罪被害に遭い、警察の手助けが必要である」旨を説明してください。

(2) 被害届の提出

パスポートやクレジットカードの再発行、あるいは各種保険の請求手続きには警察への被害届の提出が必要となります。最寄りの警察署で手続きを行い、必ず届出書（Police report）の「写し」、若しくは届出日時と受理番号の記載された「受領書」を受け取ってください（紛失の場合も同様）。

参考：別添1「主要都市の管轄警察一覧」

別添2「チェックシート（被害届提出用）」

なお、いずれの警察に届出を行った場合でも、盗難若しくは紛失パスポートの情報は連邦レベルでのデータベースに登録・共有されるため、悪用されるおそれはありません。

(3) パスポートの再発給

パスポートの紛失・盗難時には、状況に応じ以下のいずれかの渡航書の発給が必要となります。

○ パスポートの新規発給（原則申請日の1週間後に発給）

○ 「帰国のための渡航書」（帰国に間に合うように発給：即日も可能）

※ なお、「帰国のための渡航書」により帰国する場合は、他国を経由することなく直接日本に帰国することが要件となります。

まずは当館領事班（+1(514)866-3429, consulat@mt.mofa.go.jp）までご連絡下さい。

【必要書類】

○ パスポートの再発給

- ① 被害届の「写し」もしくは「受領書」（警察発行）
- ② 戸籍謄（抄）本の原本（6か月以内に発行されたもの）
- ③ 写真2枚（縦4.5cm×横3.5cm：6か月以内に撮影されたもの）
※ カナダ・パスポートサイズでも可
- ④ 本人確認のできる顔写真入り身分証（日本の運転免許証等）
- ⑤ カナダでの滞在資格を証明する書類（PRカード等）※在留邦人のみ

○ 帰国のための渡航書

可能な限り帰国予定日に間に合うよう発給を調整しますので、至急上記当館領事班までご連絡下さい。

(4) クレジットカードの停止手続き

クレジットカードの盗難被害に遭った場合、直ちに使用停止の手続きを行って下さい。なお、同手続きは本人以外には行えません。

○ アメリカンエクスプレス (American Express)

TEL: 1-800-668-2639

<https://www.americanexpress.com/ca/en/support-cardmember/lost-or-stolen-card.html?page=CM>

○ VISAカード (VISA)

TEL: 1-800-847-2911

https://www.visa.ca/en_CA/support/consumer/lost-stolen-card.html

○ マスターカード (Master)

TEL: 1-800-307-7309

<http://origin-www.mastercard.ca/support/lost-stolen-card.html>

○ JCBカード

TEL: 011-800-00090009

<https://www.jcb.co.jp/service/additional/travel/service/lost-and-stolen-abroad.html>

※ 携帯電話からの場合、繋がらないあるいは通話が有料となる場合がありますのでご注意下さい。

Ⅱ 交通安全の手引き

1 自動車保険への加入

当館管轄州内では、基本的に高速道路は無料で利用でき、また都心部を除けば交通量はあまり多くありません。そのため、日本と同様制限速度が設けられているものの、高速道路では速度オーバーで走行している車両も多く見受けられ、また、日本に比べ車間距離を短くとる車両も多いことから、追突事故等の発生も多くなっています。さらに冬期には頻繁に降雪あるいは路面凍結が見られ、スリップ事故も多発しています。

そのため、万一の事故に備え、自動車運転の際には必ず適切な自動車保険に加入して下さい。

2 車両トラブル緊急対応サービスへの加入等

車両故障や鍵の閉じ込めに備え、緊急対応サービス C A A (Canada Automobile Association) (<http://www.caa.ca>) への加入もご検討下さい。

- C A A ケベック : <https://www.caaquebec.com/>
- C A A 大西洋4州 : <https://www.atlantic.caa.ca/>

なお、厳冬期の急な車両故障は生命の危機に繋がるため、可能であれば車両内に緊急時用の毛布等を常備しておくとともに、上記サービスに加入していない場合は、911通報で警察若しくは消防に救援を求めて下さい。また、積雪による事故渋滞により高速道路上で立ち往生した多くの車両で凍死者の出た事例もありましたので、緊急時の車内暖房のため、必ずガソリンは常に一定量以上は保っておくようにして下さい。

3 冬期の冬用タイヤ装着

(1) ケベック州

ケベック州では、州道路交通安全法 (Code de la Sécurité Routière) 第 440 条により、ケベック州に登録されている車については毎年 12 月 15 日から翌年 3 月 15 日まで、冬用タイヤ (スタッドレスタイヤ又はスパイクタイヤ) の装着が義務づけられています。冬用タイヤを未装着の場合、200~300 カナダ・ドルの罰金が科されますので、ご注意ください。

(2) 大西洋4州

各州共に、法律では冬用タイヤの装着は義務づけられてはいませんが、冬の雪道等を走行する際には十分注意し、安全運転に心がけてください。

(3) スパイクタイヤに関する規定

冬タイヤのうちスパイクタイヤについては、以下の期間以外で使用された場合、車輛の登録地の如何を問わず、各州の法律が適用され、罰則の対象になります。なお、対象期間が州毎に異なる点にご注意ください。

- ケベック州：10月15日～5月1日
- ニューファンドランド・ラブラドール州：11月1日～4月30日
- プリンスエドワードアイランド州：10月1日～5月31日
- ノバスコシア州：10月15日～5月31日
- ニューブランズウィック州：10月15日～5月1日

4 事故対応

万一の事故の場合に備え、以下の事故対応マニュアルをご確認ください。

参考：別添3「事故対応マニュアル（ケベック州）」

なお、ケベック州では明らかにけが人のいない、接触等の軽微な物損事故の場合、日本と異なり警察は事故に介入せず、当事者及び保険会社間での対応が通例となっています。そのため、軽微な物損事故の際には、「自動車事故共同報告書 (Constat Amiable d' accident automobile)」に当事者間で必要事項を記入し、保険会社に連絡してください。

また、自動車事故共同報告書は、事故時に使用できるよう、自動車登録証 (Certificat d' immatriculation) 及び自動車保険証とともに、車内に常備してください。

人身事故の場合は、速やかに警察（911）に通報して下さい。

Ⅲ その他当地において注意すべきこと

1 適切な海外旅行保険への加入

無保険状態で当地の医療機関から診療を受けた場合、公立病院での簡単な手術や短期の入院であっても、医療費は非常に高額となります。当地で生活の際には必ず適切な海外旅行保険へ加入して下さい。またクレジットカード付帯の旅行保険を利用する場合は、事前に利用条件を確認して下さい。

【診療費の一例】

- 緊急診察費：約1,000加ドル（約8.5万円）
- 手術費（事故による重度の骨折）：約4,000加ドル（約34万円）
- 麻酔費：約1,000加ドル（約8.5万円）
- 入院費（一泊・4人部屋）：約4,000加ドル（約34万円）

2 大麻

2017年10月17日より施行された「カナダにおける大麻に関する法律」により、カナダのいずれの州においても、専門店における大麻の購入及び所定の場所での使用が合法化されています。他方、日本の「大麻取締法」においては、大麻の所持・譲渡（購入を含む）等については違法とされており、同規定は海外において行われた場合でも適用されることから、日本の法律を遵守し、興味本位で大麻に手を出すことのないようご注意ください。

3 アルコール

ケベック州及びカナダ大西洋4州の大部分の地域において、公共の場（市街地歩道上、地下鉄、バス・電車車内、公園等）での飲酒は自治体の条例により禁止されており、過料（罰金）の対象となっていますのでご注意ください。

4 子の連れ去り問題

カナダの国内法では、父母のいずれもが親権又は監護権を有する場合、また、離婚後も子供の親権を共同で保有する場合においても、一方の親が他方の同意を得ずに子供を連れ去る行為は、誘拐罪に当たるとされています。

例えば、カナダに住んでいる日本人の親が、他方の親の同意を得ないで子供を日本に一方的に連れ帰った場合、たとえ親権又は監護権を有していてもカナダの刑法に違反することとなり、再入国した際に誘拐被疑者として逮捕される可能性もあります。

国際結婚により生まれたお子様を日本に連れて帰る際には、こうした当地独自の事情にも注意して下さい。

- 14歳未満の子の連れ去りの場合、10年以下の禁錮刑等を規定（カナダ刑法第282、第283条）。

5 禁制品の持ち込み, 持ちだし

持ち込み, 持ち出し禁止 (制限) 品目や出入国時の外貨申告制度については, 以下をご参照下さい。

カナダ国境サービス庁 :

<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/travel-voyage/rpg-mrp-fra.html>

6 滞在資格 (変更含む) に関する質問

下記のカナダ移民局にお問い合わせ下さい。

カナダ移民局

<https://www.canada.ca/fr/immigration-refugies-citoyennete.html> (トップページ)

<https://www.canada.ca/fr/immigration-refugies-citoyennete/organisation/contactez-ircc/centre-soutien-clientele.html> (各問合せ先)

IV 緊急時に向けての準備

1 緊急事態の可能性

(1) 国際テロ情勢

ア イスラム過激派によるテロ

(ア) カナダでは、2014年10月、ケベック州モントリオール市近郊における、車両使用によるカナダ軍兵士殺害事件及び、オタワ市中心部における、連邦政府議会議事堂襲撃事件の、2件テロ事件が連続して発生しました。これら2件のテロ事件は、組織性の認められない、イスラム過激思想に感化した人間によるいわゆる「一匹狼」的犯行によるものですが、特にISIL（イラク・レバントのイスラム国）が、米国、カナダ等の「連合」による攻撃を批判し、世界のイスラム教徒に対して、対ISIL連合諸国の国民を、手段を選ばず攻撃するよう扇動する声明を発出していることから、同種の無差別テロには十分注意が必要です。

なお、カナダ治安当局による現在のカナダにおけるテロ脅威レベル評価は「中程度（5段階中の3）」となっています。

(イ) 現在、ISILはシリアあるいはイラクで劣勢となっているものの、海外の信奉者に対するテロの呼びかけは強化されていると言われています。

(ウ) 特に、カナダ公共安全省の最近の発表によると、海外でテロ活動に従事していると疑われる者でカナダと関係のあるものは約190人存在し、内約60人は既にカナダに帰還していると報告されており、インターネットで感化した者だけでなく、こうした帰還兵によるテロのリスクも否定できません。

イ 極右グループによるテロ

2017年1月、ケベック州ケベック市において、極右思想に感化した人物1名による、モスク（イスラム教の礼拝施設）襲撃事件が発生し、6人が殺害されました。これまでのところ、このテロ事件に組織性は確認されていませんが、現在ケベック州では反移民・反イスラムを訴える極右勢力の拡大が確認されており、同種のテロの発生が懸念されています。

ウ 極左グループによるテロ

近年、当地において極左グループによるテロは報告されていませんが、以前には政府関係者の誘拐や軍施設への爆破事件への関与が指摘されたこともあり、国際会議等の政府主催による大規模行事を狙ったテロには今後も注意が必要となります。

(2) 自然災害

ケベック州及びカナダ大西洋4州では、特に以下の自然災害への準備が必要となります。

- 大雪
- 洪水（春先の雪解けに伴うもの）
- 竜巻（夏期に発生）
- 森林火災（夏期の乾燥時に発生）

【近年の自然災害】

- ケベック州大洪水（2017年4月）
ケベック州において261の市町村が被害を受け、家屋5,260棟が浸水、4,066人が避難。
- ニューブランズウィック州大洪水（2018年5月）
ニューブランズウィック州において家屋約12,000棟が浸水、約10,000人が避難。
- ガティノー市の竜巻被害（2018年9月）
約30人が負傷、多数の家屋が被害。

2 緊急事態への準備

（1）「情報」の重要性

「どこで何が発生しているか」、「被害を避けるためにはどのように行動すべきか」、「友人、家族は無事か」等、緊急事態において最も重要なのは

- **情報の収集**
- **情報の発信（安否報告）**

となります。

特に現在は有事においてはSNS等で流言飛語（デマ）が飛び交うことも多く、そうした情報に踊らされることなく、落ち着いて適切な行動をとることができるよう、まずこの重要性を理解し、後述の事前の連絡体制の構築や有事における報告連絡を行って下さい。

（2）連絡体制の構築

以下の諸点を実践の上、有事に備えた準備を行って下さい。

- **在留届の登録**（3か月以上の長期滞在者は義務化）

緊急時には、在留届に登録されたメールアドレスに対し、緊急一斉通報メールにより当館及び外務省から情報提供を行います（状況に応じて、登録された電話番号に直接安否確認の連絡を行う場合もあります）。

- **「たびレジ」の登録**

3か月未満の短期滞在者の方は、「たびレジ」登録をご利用下さい。上記緊急一斉通報メール等のサービスを受けることができます。

- **日本人会等邦人コミュニティへの参加**

支障のない限りにおいて、皆様のお住まいの地域に組織されている日本人会等邦人コミュニティに参加し、同団体の準備する緊急連絡網に登録して下さい。お住まいの地域における邦人コミュニティの有無については、当館ま

でお問い合わせ下さい。

○ **緊急連絡網の整備**

日本人会等邦人コミュニティや企業、その他団体の責任者の皆様は、有事に備え、緊急連絡網を整備して下さい。

○ **連絡先の確認**

家族、所属団体、総領事館等の連絡先は携帯電話に登録するとともに、停電や充電切れの事態に備え、紙媒体のメモ帳等にも保存して下さい。

○ **所在の明確化**

休暇等で自宅を長期間不在にするときは、家族、友人あるいは所属団体に行き先や期間を可能な限り報告して下さい。

(3) **緊急備蓄品の準備**

大雪や洪水時の避難勧告に備え、**現金、貴重品（パスポート含む）、10日間程度の下着類、常用の医薬品、飲料水**をいつでも持ち出せるように準備するとともに、冬期は常に**自家用車のガソリン残量**に気をつけて下さい。

3 **緊急時の行動**

(1) **情報収集**

総領事館や外務省、当地警察（別添1）、テレビ、ラジオ等、信頼のけるソースやメディアから状況判断に必要な情報を収集し、特にSNS等の流言飛語（デマ）に流されて行動することのないようにして下さい。

○ **在モントリオール日本国総領事館：+1(514)866-3429**

○ **外務省 海外安全ホームページ**

(2) **行動・報告**

ア **災害・大規模事故**

当局から避難指示のある場合はそれに従い、避難先から家族や所属団体に連絡した後、総領事館まで安否報告を行って下さい。**総領事館から緊急一斉通報メールによる安否確認が来ている場合は、回答をよろしくお願いします。**

イ **テロ事件発生時**

○ **伏せる**

○ **隠れる**

○ **逃げる**

を大原則に行動し、安全な場所まで避難できれば家族や所属団体に連絡し、最後に総領事館まで安否報告（**緊急一斉通報メールが来ている場合はそれに回答**）を行って下さい。また、他に事件に巻き込まれた、あるいはけがをした邦人をご存じの場合は、安全な場所に避難した後、当地警察及び総領事館に情報提供をお願いします。

おわりに

海外で安全に生活するためには、

- 日常からの情報収集及び安全対策を面倒と思わない
- 「自分の身は自分で守る」という認識を持つ

ことが大切です。

在モンリオール日本国総領事館は、皆様の当地における安全確保を最も重要な任務の一つとしています。平時、緊急時にかかわらず、安全対策に関して疑問のある場合は、いつでも当館までご連絡下さい。

また、当館では皆様の安全確保に向けた体制づくりを進めておりますが、その過程で皆様からのご助力を求める場合には、可能な範囲内で構いませんので、ご協力頂けるようよろしくお願いいたします。

【在モンリオール日本国総領事館】

電話 : +1 (514) 866-3429

メールアドレス : consul@mt.mofa.go.jp

ホームページ : <http://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp/>

【別添 1】

主要都市の管轄警察一覧

州	都市	警察	HPアドレス
Q C	モントリオール市	S V P M	https://spvm.qc.ca/
	ケベック市	S V P Q	https://www.ville.quebec.qc.ca/citoyens/police/index.aspx
	ガティノー市	S V P G	http://www.gatineau.ca/portail/default.aspx?p=guichet_municipal/police
	※ 市警察の配置されていない市は、ケベック州警察（S Q）が管轄。 S Q : https://www.sq.gouv.qc.ca/		
N L	セント・ジョンズ市	ニューファンドランド 王立警官隊	https://www.rnc.gov.nl.ca/
P E I	シャーロットタウン市	シャーロットタウン市警察	http://www.charlottetownpolice.com/
N B	フレデリクトン市	フレデリクトン市警察	http://www.fredericton.ca/fr/force-policiere-de-fredericton
	モンクトン市	連邦警察 Codiac 支部	http://www.rcmp-grc.gc.ca/detach/fr/d/414
	サックヴィル市	連邦警察 Sackville 支部	http://www.rcmp-grc.gc.ca/detach/fr/d/424
	セント・ジョン市	セント・ジョン市警察	http://www.saintjohn.ca/fr/Accueil/hoteldeville/servicesdeprotection/police/default.aspx
N S	ハリファックス地域自治体	ハリファックス地域自治体警察	https://www.halifax.ca/fire-police/police

※ ケベック州以外の当館管轄大西洋4州においては、市警察の配置されていない地域は連邦警察（RCMP／GRC）の管轄となります。お住まいの地域に市警察が配置されていない場合は、以下の連邦警察のホームページから管轄警察をご確認下さい。

連邦警察 : <http://www.rcmp-grc.gc.ca/detach/fr>

【別添2】

チェックシート（被害届提出用）

私は以下のとおりの犯罪被害に遭いましたので、被害届の作成をお願いします。また、保険の請求やパスポートの再発行等には被害届の受理票が必要となるため、届出日と受理番号の入った受理票を発給して下さい。

Please help me to file a police report, as I am a victim of an incident. Please let me have a copy of the report (or a proof document of the police case number and the incident date), which is one of the required documents to make the insurance claim and/or apply for a new passport. Thank you.

<p>◎VICTIM（被害者）</p> <p>・ Family Name（性） _____</p> <p>・ First Name（名） _____</p> <p>・ Sex（性別） <input type="checkbox"/> Male（男） <input type="checkbox"/> Female（女）</p> <p>・ Date of Birth（生年月日） （月）（日）（年） Month Date Year</p> <p>・ Nationality（国籍） _____</p> <p>・ Occupation（職業） _____</p> <p>・ Passport Number（旅券番号） _____</p> <p>・ Address in Japan（日本の住所） _____</p> <p>・ Address in Canada（カナダの住所・ホテル） _____</p> <p>◎PERSON REPORTING（届出人）</p> <p>・ Family Name（性） _____</p> <p>・ First Name（名） _____</p> <p>・ Sex（性別） <input type="checkbox"/> Male（男） <input type="checkbox"/> Female（女）</p> <p>・ Date of Birth（生年月日） （月）（日）（年） Month Date Year</p>	<p>◎Date of Incident（被害発生日、時間）</p> <p>（月）（日）（年） Month Date Year</p> <p>（時：分） Time _____</p> <p>◎Types of Crime（被害の種類）</p> <p><input type="checkbox"/> Luggage Stealing（置き引き） <input type="checkbox"/> Break in Vehicle（車上狙い） <input type="checkbox"/> Pickpocket（スリ） <input type="checkbox"/> Snatch（ひったくり） <input type="checkbox"/> Extortion・Racket（恐喝・ゆすり） <input type="checkbox"/> Robbery（強盗） <input type="checkbox"/> Fraud（詐欺） <input type="checkbox"/> Assault（暴行） <input type="checkbox"/> Rape（強姦）</p> <p>◎Place of Incident（被害発生場所）</p> <p><input type="checkbox"/> On the street（路上で） <input type="checkbox"/> At the Station（駅で） <input type="checkbox"/> On the Bus（バスの中で） <input type="checkbox"/> Métro（地下鉄で） <input type="checkbox"/> At the Airport（空港で） <input type="checkbox"/> At the Hotel（ホテルで） <input type="checkbox"/> At the Restaurant（レストランで） <input type="checkbox"/> At the Park（公園で） <input type="checkbox"/> Other Place（その他の場所で）</p> <p>◎Are you injured?（怪我をしたか？）</p> <p><input type="checkbox"/> Yes（はい） <input type="checkbox"/> No（いいえ）</p>
---	--

◎ Stolen Items (被害品目)

- Suitcase (スーツケース)
- Backpack (リュックサック)
- Handbag (ハンドバッグ)
- Wallet (財布)
- Cash (現金)
Amount (金額) _____
- Credit Card (クレジットカード)
Card Company (カード会社) _____
Name on card (名義) _____
- Debit Card (キャッシュカード)
Bank (銀行名) _____
Nom on card (名義) _____
- Passport (パスポート)
No. (番号) _____
Date of Issue (発行年月日) _____
- Air Ticket (航空券)
- Driver's License (運転免許証)
- Video Camera (カメラ)
- Cell Phone (携帯電話)
- Other Items (その他の物)

- Other Items (その他の物)

- Other Items (その他の物)

◎ Descriptions of Suspect(s) (犯人)

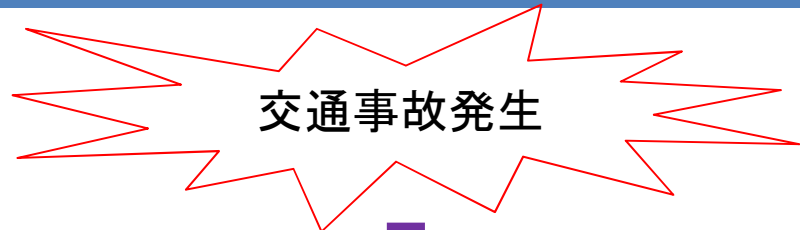
- Did you see the Suspect? (犯人を見たか)
 Yes (はい) No (いいえ)
- Number of Suspect(s) (犯人の人数)
 One (一人) Two or more (二人以上)
How many? _____ (人数を記載)
- Sex (性別)
 Male (男) Female (女)
- Age (年齢)
 Old (老人) Middle (中年)
 Young (若い) Child (子供)
- Race (人種)
 Caucasian (白人) Asian (アジア人)
 Hispanic (ラテン系)
 Middle Eastern (アラブ系)
 African (黒人)
- Clothes (服装)
 Suit (スーツ)
 One-Piece (ワンピース)
 Shirt (Yシャツ) T-Shirt (Tシャツ)
 Pants (ズボン) Jeans (Gパン)
 Short-Pants (半ズボン)
 Skirt (スカート)
 Others (その他) _____
- Hair (髪型)
 Long (長髪) Medium (普通)
 Short (短髪) Skin-Head (丸刈り)
 Black (黒髪) Brown (茶髪)
 Blond (金髪) White/Gray (白髪)
- Others (その他の特徴)
 Mustache (口髭) Beard (顎髭)
 Glasses (眼鏡)
 Sunglasses (サングラス)
 Mask (マスク) Tattoo (入れ墨)
- Car (車両)
 Number Plate (プレート番号)

 Make & Model (製造会社)

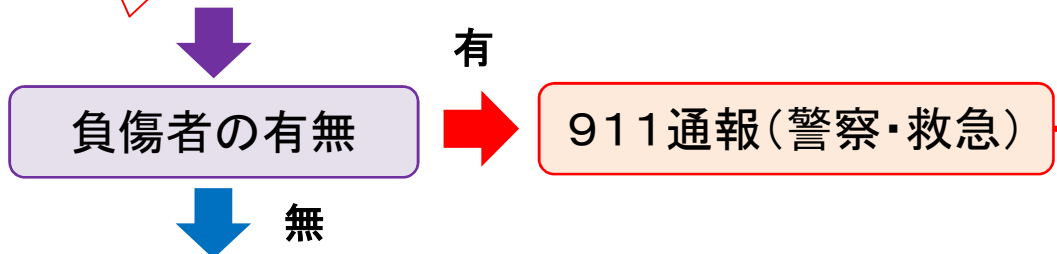
 Color (色)

交通事故対応マニュアル(ケベック州)

- 自動車運転時の携行必需品
- 運転免許証
 - 自動車登録書
 - 自動車保険証
 - 事故共同報告書



交通事故発生

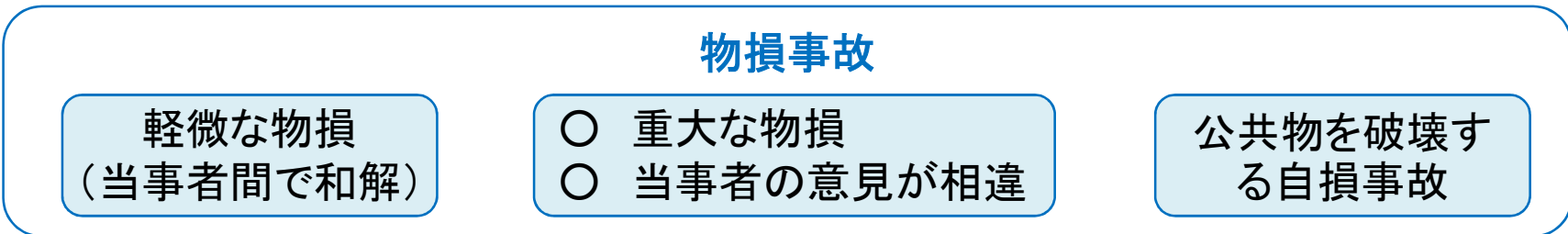


負傷者の有無

有

911通報(警察・救急)

無

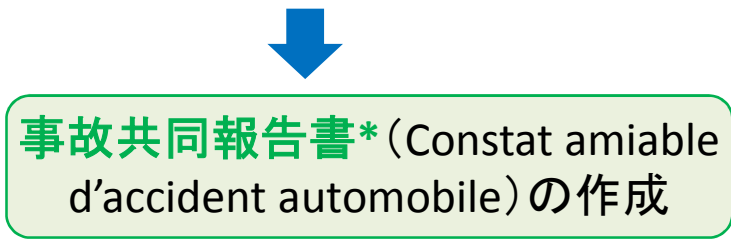


物損事故

軽微な物損
(当事者間で和解)

○ 重大な物損
○ 当事者の意見が相違

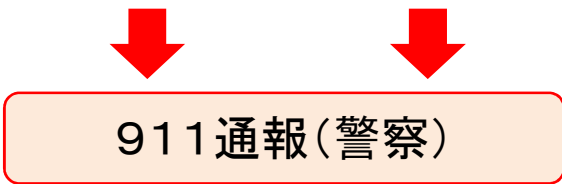
公共物を破壊する
自損事故



事故共同報告書*(Constat amiable d'accident automobile)の作成



加入保険会社に事故発生報告



911通報(警察)

*事故共同報告書: 事故の現場において当事者双方で作成し、各自の保険会社に提出する報告書。なお、本報告書はカーボン紙仕様となっており、写しは事故の相手側に交付する。事故に関し双方の意見が食い違う場合は安易にサインすることのないよう注意。

警察等の事故対応が終了後、SAAQ(1(888)810-2525)に事故報告
(ケベック州ではいわゆる自賠償保険(強制保険)として、運転者は運転免許証(あるいはナンバープレート)取得時にSAAQに強制加入)